

● 払戻金に関する事項

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退職等」という）、求人者の求めにより紹介手数料の一部を返戻する制度を設けております。ただし、退職等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

1 か月未満の間：報酬の 100%

2 か月未満の間：報酬の 75%

3 か月未満の間：報酬の 50%

4 か月未満の間：報酬の 25%

* 払戻条件等の詳細については、契約書にて取り交わすものとなります。